平成２２年（フ）第３７１号
新潟市西蒲区打越甲2165番地１
債務者　小林　徳治
１　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９２号
新潟県五泉市中川新346番地３五十嵐清方、住民票上の住所新潟県五泉市高松818番地
債務者　吉井　玲子
１　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９８号
新潟市中央区山二ツ５丁目２番７号　シティパレス新潟305号
債務者　佐々木通子
１　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０１号
新潟市秋葉区矢代田248番地
債務者　増井　浩和
１　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０３号
新潟市北区葛塚4671番地　コーポ桜102号、前住所新潟県阿賀野市北本町15番22号
債務者　片山　恭男
１　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０７号
新潟市西区真砂１丁目３番15号、前住所新潟市西区青山６丁目15番22号
債務者　横堀　正雄
１　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１６号
新潟市江南区茜ケ丘２番36号
債務者　吉田　亜季（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６号
兵庫県小野市育ヶ丘町1475番地の247
債務者　平井　宏典
１　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第３１６号
奈良県桜井市大字忍阪354番地
債務者　辻本イツ代
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１０２号
香川県高松市寺井町1395番地１レジデンスＦ・Ｂ101号室
債務者　三好　和也
１　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２００号
香川県高松市三条町198番地３ジュアン三条201号
債務者　藤村　吉文
１　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２６４号
香川県高松市番町４丁目11番13号、住民票上の住所香川県高松市錦町２丁目15番23号
債務者　野村　正春
１　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２６５号
香川県高松市国分寺町新名943番地３
債務者　中村　仁美
１　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２８３号
香川県高松市錦町１丁目11番13ダイアパレス錦町307号
債務者　梅木　久美
１　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時35分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２９３号
香川県高松市牟礼町原56番地169
債務者　小西孝四郎
１　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３３６号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘７丁目11番地11田畑アパート201号
債務者　神﨑　真理
１　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４８８号
鹿児島県日置市東市来町湯田3630番地
債務者　吉留　　寛
１　決定年月日時　平成22年８月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係